R01.6.25改訂版

建築物の主要用途一覧〔建築基準法施行規則　別記様式　別紙〕

「主要用途」： 建築物の主要な用途（建築物の所有者・使用者・利用者が一体で管理・使用・利用する建築物の全部又は部分の専らの用途）

にじょうとっけん「法2条の特殊建築物」： 法第2条第二号に規定されている特殊建築物。 法規制上あまり利用されない用語で、法第40条において条例を附加する特殊建築物の定義に利用されている。
べっぴょうとっけん「法別表第一の特殊建築物」： 法別表第一の（い）欄の（1）項から（6）項に該当する建築物。 防火避難規定の適用される特殊建築物であり、通常「特殊建築物（特建：とっけん）」と言う場合は、これを示す。
いちごうとっけん「法6条1項の一号建築物」： 法別表第一の（い）欄の（1）項から（6）項に該当する建築物で、その用途部分の床面積の合計が200㎡※を超えるもの。 通常「1号建築物」と言う場合は、これを示す。
※建築基準法改正（平成30年6月27日公布、令和元年6月25日施行）により、法6条1項一号に規定する床面積が、100㎡から200㎡に引き上げられました。

建築基準法施行規則（別記様式）に定める主要用途区分一覧		法別表第一の（い）欄の区分		主要用途の概要、特記事項
用途記号	主要用途			
08010	一戸建ての住宅			1戸の住宅には、1以上の居室・台所・便所が必須（※風呂は必須要件ではない。）
08020	長屋			2戸以上の住宅で、共用の廊下・階段等が無いもの。
08030	共同住宅	（2）	宿泊・就寝系	2戸以上の住宅で、共用の廊下・階段等があるもの。
08040	寄宿舎	（2）	宿泊・就寝系	寄宿舎は、各室は原則寝室のみで、台所・便所の両方又は片方が無いものをいう。（※ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑは、寄宿舎or老人福祉施設→08170）
08050	下宿	（2）	宿泊・就寝系	旅館業法による「下宿営業」を行う施設。 同法の「ﾎﾃﾙ営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」は除く→08400
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの			兼用住宅は、併用住宅（建物内部で通行可能）であって、併存住宅（建物内部で通行不可）は該当しない。 併存住宅（建物内部で通行不可）の場合は、兼用住宅という主要用途ではなく、各々の用途が主要用途の複合→08990になる。
08070	幼稚園	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。（※保育園は児童福祉法による保育所→08180）
08080	小学校	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。
08082	義務教育学校	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校　※3	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。
08100	特別支援学校	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。
08110	大学又は高等専門学校	（3）	特定・多数	学校教育法第1条による施設。
08120	専修学校	（3）	特定・多数	学校教育法第124条による施設。（※無認可の塾や学校は該当しない→08470）
08130	各種学校	（3）	特定・多数	学校教育法第134条による施設。（※無認可の塾や学校は該当しない→08470）
08132	幼保連携型認定こども園	（2） （3）	宿泊・就寝系 特定・多数	認定こども園法に規定する認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプ）の1つ。子どもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設。幼稚園と保育所の両方の規制が適用となり、基準の内容が異なるものについてはより厳しい方が適用となる。
08140	図書館その他これに類するもの	（3）	特定・多数	図書館法による施設。
08150	博物館その他これに類するもの	（3）	特定・多数	博物館法による施設。
08152	美術館その他これに類するもの	（3）	特定・多数	博物館法による施設。博物館の一種
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの			礼拝等の宗教儀式を行う施設。（※冠婚葬祭場は集会場→08550、又は飲食店→08450）
08170	老人ﾎｰﾑ、福祉ﾎｰﾑその他これに類するもの	（2）	宿泊・就寝系	（※ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑは寄宿舎08040or老人福祉施設08170）
08180	保育所その他これに類するもの	（2）	宿泊・就寝系	児童福祉法による保育所。（※幼稚園は学校教育法による施設→08070）
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	（2）	宿泊・就寝系	医療法による助産師の施設。（※医師が医療行為を行う施設は病院又は診療所→08240、08260）
08192	助産所（入所する者の寝室がないもの限る。）			医療法による助産師の施設。（※医師が医療行為を行う施設は診療所→08250）
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	（2）	宿泊・就寝系	児童福祉施設等（令20条に規定）：児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設が含まれる。入所施設 （※介護老人保健施設は、病院（20床以上）又は診療所（19床以下）→08240、08250、08260）
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	（2）	通所施設	児童福祉施設等（令20条に規定）：児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設が含まれる。通所施設
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	（4）	不特定・多数	（※いわゆる「ｽﾊﾟｰ銭湯」は含まれない場合がある。→飲食店・遊技場との複合施設）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	（2）	宿泊・就寝系	1床以上19床以下の入院施設が有る医療施設
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）			入院施設が無い医療施設
08260	病院	（2）	宿泊・就寝系	20床以上の入院施設が有る医療施設
08270	巡査派出所			交番
08280	公衆電話所			公衆電話ﾎﾞｯｸｽ、公衆電話ｺｰﾅｰ
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設			郵政民営化により、旧郵便局の内「郵便業務」のみ該当
08300	地方公共団体の支庁又は支所			支庁・支所のみ該当
08310	公衆便所、休憩所又は路線ﾊﾞｽの停留所の上家			
08320	建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設			
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの			
08340	工場（自動車修理工場を除く。）			機械製作工場、鉄工所、食品工場、物販店舗と別敷地の梱包ｾﾝﾀｰ、給食ｾﾝﾀｰ
08350	自動車修理工場	（6）	火災危険大	自動車修理工場　（※ﾎｰﾑｾﾝﾀｰやｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞのｶｰｺｰﾅｰや部品交換ｺｰﾅｰは該当しない場合がある。）
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの			
08370	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｹｰﾄ場、水泳場、ｽｷｰ場、ｺﾞﾙﾌ練習場又はﾊﾞｯﾃｨﾝｸﾞ練習場	（3）	特定・多数	
08380	体育館又はｽﾎﾟｰﾂの練習場（前項に掲げるものを除く。）	（3）	特定・多数	
08390	ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽその他これらに類するもの	（4）	不特定・多数	
08400	ﾎﾃﾙ又は旅館	（2）	宿泊・就寝系	旅館業法による「ﾎﾃﾙ営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」を行う施設。同法「下宿営業」は除く→08050 会社等の保養所でも、旅館業法の適用が有る場合は含む。（※ｳｨｰｸﾘｰﾏﾝｼｮﾝ）
08410	自動車教習所			
08420	畜舎			
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場			
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	（4）	不特定・多数	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱｰ等の日常生活用品店のみ。（※宝石店は含まれない。ただし、愛知県内は宝石＝日用品扱い）
08440	百貨店、ﾏｰｹｯﾄその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	（4）	不特定・多数	百貨店、ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ、本屋、薬局、ﾍﾟｯﾄ・自動車等の物品を販売する店舗　（※土地・建物等の不動産を販売する店舗は→08458、08460） 【注】地元農産物販売店舗は→08650①
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	（4）	不特定・多数	ﾚｽﾄﾗﾝ等の飲食業を営む店舗　【注】地元農産物飲食店は→08650②
08452	食堂又は喫茶店	（4）	不特定・多数	定食屋・うどん屋・純喫茶等の日常生活に密着した飲食店のみ。
08456	①理髪店、美容院、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するｻｰﾋﾞｽ業を営む店舗 ②洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するｻｰﾋﾞｽ業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） ③自家販売のために食品製造業を営むﾊﾟﾝ屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） ④学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設			①理髪店、美容院、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋等のｻｰﾋﾞｽ店舗 ②洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店等のｻｰﾋﾞｽ店舗（作業場床面積≦50㎡、原動機≦0.75kW） ③自家販売のﾊﾟﾝ屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業（作業場床面積≦50㎡、原動機≦0.75kW） ④学習塾、華道教室、囲碁教室等
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するｻｰﾋﾞｽ業を営む店舗			銀行の支店、損害保険代理店、不動産屋
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）			ﾈｲﾙｻﾛﾝ、ｴｽﾃｻﾛﾝ、ﾍﾟｯﾄｹｱ、動物（犬猫）病院等のｻｰﾋﾞｽを提供する店舗　（※物品を販売する店舗は→08438、08440）
08470	事務所			事務所、市役所、町村役場、無認可の塾や学校
08480	映画ｽﾀｼﾞｵ又はﾃﾚﾋﾞｽﾀｼﾞｵ	（6）	火災危険大	写真館等の撮影ｽﾀｼﾞｵは含まれない。
08490	自動車車庫	（6）	火災危険大	道路運送車両法による①普通自動車、②小型自動車、③軽自動車、④大型特殊自動車及び⑤小型特殊自動車を格納するもの。 原動機付き自転車（総排気量125cc以下）は含まれない。
08500	自転車駐車場			原動機付き自転車（総排気量125cc以下）を含む。
08510	倉庫業を営む倉庫	（5）	火災荷重大	
08520	倉庫業を営まない倉庫	（5）	火災荷重大	
08530	劇場、映画館又は演芸場	（1）	不特定・多数（集中）	興業場法に規定する施設
08540	観覧場	（1）	不特定・多数（集中）	屋根の無い屋外観覧場も含まれる。
08550	公会堂又は集会場	（1）	不特定・多数（集中）	神社・寺院・教会等の冠婚葬祭場を含む。
08560	展示場	（4）	不特定・多数	住宅展示場を含む。（※一戸建てのﾓﾃﾞﾙﾊｳｽは含まない場合がある。）
08570	料理店	（4）	不特定・多数	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）による施設
08580	ｷｬﾊﾞﾚｰ、ｶﾌｪｰ、ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞ又はﾊﾞｰ	（4）	不特定・多数	ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞについては平成27年の風営法の改正により、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は飲食店営業の3区分になりました。
08590	ﾀﾞﾝｽﾎｰﾙ	（4）	不特定・多数	平成27年の風営法の改正により、風俗営業から削除されました。
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ﾇｰﾄﾞｽﾀｼﾞｵ、のぞき劇場、ｽﾄﾘｯﾌﾟ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	（4）	不特定・多数	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）による施設
08610	卸売市場			原則として、都市計画による位置決定（都市計画法）又は法第51条による許可（建築基準法）が必要
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			原則として、都市計画による位置決定（都市計画法）又は法第51条による許可（建築基準法）が必要
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの			
08640	農産物の生産資材の貯蔵に供するもの			
08650	①田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	（4）	不特定・多数	地元農産物直売所
	②田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	（4）	不特定・多数	地元農産物飲食店
	③自家販売のために食品製造業を営むﾊﾟﾝ屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75KW以下のものに限る。）			
08990	その他			上記「主要用途」以外の主要用途、又は上記「主要用途」が2以上ある場合の複合施設。